

# 清朝國號考

市村瓚次郎

第一章 金及び愛親の來歴

第二章 清の國號の來歴

第三章 滿洲の稱號の來歴



# 清朝國號考

市村 瓚次郎

愛親覺羅の朝廷か國號を清と改めし以前には、金と稱し居りしか、清朝の記録には、滿洲と稱し來りしものごなし、その金と稱したることを諱むに似たり、余は茲にその金と稱したる事實と、清と改稱したる來歴とを證明し、併せて滿洲の稱號につきて、論究する所あらむと欲す、因て本論文を三章に分ち、金清及び滿洲につきて順次に論述す可し。

## 第一章 金及び愛親の來歴

五代以後に現はれたる女眞の種族は、契丹を滅し、宋室を破り、今の滿洲より支那の北部蒙古の南部にかけて、廣大なる邦國を建立したり、是れ即ち金國にして、今の清朝の興起せる以前に於て、女眞種族の最隆盛を極めたる時代なりとす、さてその女眞種族か、國號を金と稱せることは、清朝の族稱及び國號と關係あるか故に、その理由を明にせざる可からず、金の國號の來歴につきては、古來二説あり、甲は按出虎水といふ川名

に基すといひ、乙は金屬の稱呼を取れりといふもの、即ち是れ也。

(甲説) 金史卷二十四地理志を按するに、

上京路即海古之地。金之舊土也。國言金曰按出虎。以按出虎水源於此。故曰金源、建國之號。盖取諸於此。

とあり、而して三朝北盟會編卷三の國號大金といふ句の註に

以本土名阿祿阻爲國號、阿祿阻女眞語金也。以其水產金而名之曰大金、猶遼人以遼水名國也。

とあり、此の阿祿阻は即ち按出虎と同じ語なれば、金史の説は、蓋茲に基したるものなるへし、又金史卷一に

獻祖乃徙居海古水。耕墾樹藝。始築室有棟宇之制。人呼其地爲納葛里。納葛里者漢語居室也。自此遂定居于安出虎水之側矣。

とあり、此の安出虎水は、金史の各處に散見す、即ち卷四の按出濟河、卷二十四の阿出濟水の如き皆同じ、又金の完顔婁室の碑文をみるに

其先曰合篤者。居阿注濟水之源。爲完顔部人。

とあり、この阿注濟もまた同じものなるへし、要するに金の祖先か、按出虎水に關係あるは明確なる事實なれば、按出虎の語か、果して金の意味を有するや否やは、更に考究

せざる可からず、吉林外記卷九の註に、

考國語。金曰愛新。金史舊解以金爲按春。國語耳墜也。耳墜以金爲之。因誤爲金。并  
按出虎亦誤爲金。

ごあり、是れ未だ直に按出虎を以て、金の意味となす可からざるを知るへし、且金代の  
按出虎河は、即ち今の阿勒楚喀河にして、全然金の意味と關係なきに似たり、同書卷二  
に

阿勒楚喀以水得名。宋史女真國居按出虎之上。通志金始祖居布爾噶之涯。至獻祖定居  
於阿勒楚喀水之側。舊作按出虎。此爲女真舊地無疑。按清字音按與阿似近。出與楚字  
同。虎字首與喀字首同。本處人習於國語。轉音之訛也。俗稱阿什河。亦按出虎之訛音  
也。

ごあり、又同書卷九の注に

吉林境内。無愛親水。亦無按春水。攷之當爲阿勒楚喀河。蓋據松漠紀聞北盟會編及大  
金國志諸書。金上京行程過拉林河一程即至上京駟。東至阿勒楚喀。不過百餘里。阿勒  
楚喀河源在吉林城北。拉林河源在吉林城東北。而金上京宮闕去混同江二百六十里。去  
拉林河一百七十五里。核之即阿勒楚喀之明證也。

ごあり、これによれば、按出虎河の今の阿勒楚喀河たること、また疑ふ可からず、余は

他の幾多の考證を待たずして、按出虎と阿勒楚喀との同一なるを信せむとす、而して阿勒楚喀には、金の意味なきことまた明なれば、金の國號か按出虎水に基けりといふ甲説を採るここ能はず。

(乙説) 遼史拾遺卷十一に、金太祖實錄を引きて

太祖先爲完顔部人。以遼天慶五年建國。曰遼以鑛鐵爲國號。鑛鐵雖堅終有銷壞。唯金一色。最爲珍寶。自今本國可號大金。

とあり、金史に據れば、皇統八年に宗弼の修進せる實錄あり、遼史拾遺に引きたるは、果してその書なるや否や、詳ならずと雖も、金の國號は、金屬にこりたりとの説の、由て來れる所頗遠きを知る可し、按するに契丹の國號を遼といへるは、鑛に音同きを以て、鑛鐵の意なるやも知る可からずと雖も、その種族は、遼河の上流より起りて、國を建てたるものなれば、寧ろ三朝北盟會編の説の如く、遼水の名を取りたりといふの、穩當なるに如かず然れども金の國號に至りては按出虎河に基きしものにあらさること已に述べたるか如くなれば、寧ろ最貴き金屬の名を取りたりとの説を信せむと欲す、何となれば女眞は固より金を産するを以て名あれば也、契丹國志卷十に據れば

女眞以北珠人參生。金松實白附子蜜蠟麻布之類爲市。

とあり、又大金國志卷一に、阿骨打か使を遼に遣はしむことを記して

齋國書并北珠生金貂革人參松子爲贄。

ごあり、又三朝北盟會編卷三に

土産名馬生金大珠人參。(以下略す)

ごあり、是れその國に金を産せることを證すへきのみならず、滿洲地誌に據るも、今日松花江上流及び牡丹江の支流、琿春河綏芬河等の水域に、今日沙金場の多きをみれば、金の時代に於て、その域内に金の産出ありしを確むるに足る可し、然らば女真種族か金を尊重して、その國號ごなせることの偶然ならざるを知る可し、契丹國志卷十に

以其國產金號大金。

ごあるは、即ち此の事實を證するに足るべきものなり、故に余は乙説に従ひて金の國號を以て金屬の名を取りたるものごなす。

清朝か愛親覺羅ご稱し、又金國ご號したるは、全く宋代の金の國號に淵源したるか如し、清朝か女眞の種族たるごは、固より明白にして辨證を要せず、故に彼れ自ら金ご同一の種族ご認め愛親覺羅ご稱し、又金國ご號したる也、按するに、女眞語の愛親覺羅は、漢語の金族ごいふ意味を有す、明代の編纂なる華夷譯語の女眞語の部に、(グルーベ氏による)金を安春温ご稱すごあり、金史語解に據るも、また金を按春また愛新ごなす、即ち女眞語にて、金を「アルチン」又は「アイシン」ご稱したるを知るへし、而し

てこは女眞種族に止まらず、蒙古種族にも共通の語なり、されは武備志二百二十二卷北虜考の處に、蒙古語にて金を俺炭アハチとなし、又同書に薊門考を引きて、金を阿喇探アハチとなしをみても明なるへし、覺羅は宗族の意味に用ひ來りしか故に女眞語の愛親覺羅は、漢語の金族の意味に外ならず、乾隆四十二年八月十九日の勅諭に據れば

我朝得姓曰愛親覺羅氏。國語謂金曰愛新。可爲金源同派之證。

とあり、是れ乾隆帝自らその祖先を以て、金と同族なりと認定したるもの、益愛親覺羅の意義の在る所ろを知るに足る可し、而して此の愛親の語は、單に族稱に止まらず、國號として用ひられ、金國の稱號またこれより出てたるに似たり、然るに清朝にて編纂せられたる實錄聖訓等の書には、清と稱したる以前に滿洲と稱したりといひ、一語もその會て金と稱したることを言はず、殆ど諱む所ありて、隱蔽せるものと如し、然れども現存せる幾多の記録文書に徴すれば、その清と稱せる前に金と稱したる事實は、決して抹殺する能はざる也、余は各種の方面より茲にその事實を證明せむとす。

(第一) 明の方面よりの證明、明の記録に清朝建國の際の事を記したるもの多し、然れども清の會て國號を金と稱したる事實を録せるものは少なし、唯左の數種の書にはその事實を載せたり、神宗實錄の萬曆四十八年六月戊申の條に據れば

時奴賊擅發榜文。誘招遠人。內僞稱名曰朕。僭國號曰金。且以宋靖康事。悖逆肆語。



經按以聞。

ごあり、また同月丁巳の條に

勅諭朝鮮。勅圖剿賊。初揚鎬奏報。奴賊通和高麗。本王李暉聞報上疏陳白曰云々。伊以後金爲號。而邊臣書中却謂建州云者。本其受命于天朝之部名也。伊以汗自稱而邊臣書中却謂馬法云者。待之以番頭也。

ごあり、然るに皇明從信錄卷四十及び皇明實紀卷二十二の萬曆四十七年五月の條に

朝鮮方咨報。奴西移書聲赫、僭號後金國汗。建元天命。指中國爲南朝。黃衣稱朕。意甚

恣(兩書同文)

ごあり、又王在晋の三朝遼事實錄卷一の同年同月の條には

朝鮮咨報。奴僭僭號後金國汗。建元天命。指中國爲南朝。黃衣稱朕。詞甚侮嫚

ごあるをみる也、これに據ればその金の國號を稱したる事實か、明の方面へ知られたる始めは、朝鮮よりの報告に基きしものに似たり、又顧炎武の聖安皇帝本紀卷一に、大學士高弘圖等の上奏を引きて

或稱可漢、或稱金國主。

ごあり、計六奇の明季北略卷一に

萬曆四十四年丙辰。大清建元天命。指中國爲南朝。黃衣稱朕。是爲太祖。然是時猶

稱後金後改大清。

ごあり、顧炎武ご計大奇ごの書は、清朝の時代になりて著はしたるものなれご、彼れ等は明の遺民なるか故に、頗直筆諱まさる所少なからず、是れを以てこの書はごもに乾隆時代に禁書ごなりしもの也、かく明人及びひ明の遺民の記録によれば、清朝の初めに金若くは後金ご稱したる事實は、炳然ごしてまた蔽ふ可からず。

(第二) 朝鮮の方面よりの證明、朝鮮の記録には、清か曾て金の國號を稱したる事實を、記載したるもの少なからず、燃藜室記述卷二十八に、朝野記聞を引きて、朝鮮ご金國ごの誓詞を載せて

金國誓文曰。朝鮮國王與大金國二王子立誓。我兩國已講和。今後同心合意。朝鮮若與金國計仇整兵馬。新建城堡。存心不善。皇天降禍。(中略)我國誓文曰。朝鮮國以今丁卯年甲辰月庚申日。與金國立誓。我兩國已講定和好。今後兩國各違約誓。各全封疆。若我國與金國計仇。違背和好。興兵侵伐。則皇天降禍。若金國因起不良之心。違背和好。興兵侵伐。則亦皇天降禍。兩國君各守善心。共享太平。

ごあり、その金國の文字か如何に多く使用せられしかをみるに足る可し、又同書卷二十九に日月録を引きて

夏四月金汗弘他時僭稱寬溫仁聖皇帝。改元崇德。

ごあり、凡是れ等の類は甚多くして一々枚擧する能はさる也、明治三十八年八月、奉天宮城の崇謨閣にて發見したる朝鮮來書簿には、殊に金の國號を稱せるもの甚多く、大抵清の太宗を金國汗と稱し、清人を金人と稱したり、天聰二年八月二十七日來朝の朝鮮國書に據れば

貴國之號金國。猶我國之稱朝鮮。文書言語。各舉國名。獨無知下賤。狂習聞見。或稱舊號者有之。此誠可惡。然久當自變也。

ごあり、その崇徳元年に國號を清と改むるまで、朝鮮の來書には必ず

朝鮮國王奉書金國汗

朝鮮國王奉答金國汗

ごいふか如き語を用ひたるをみるへし、且天聰三年六月十九日の來書に

即見北邊守臣馳報。有金人十餘名來到豆滿江一帶地方。

ごあるをみれば、當時清人を金人と稱したる事實甚明なりとす、是れ朝鮮の方面より清朝が初めに金と稱したる事實を證するに足るべきもの也。

(第三) 清の方面よりの證明、清朝の歴史記録にして、世間に公行し居るものには、勿論その金の國號を稱したる事實を證すべきもの少し、然れども明治三十八年七月に、奉天の崇謨閣にて得たる各項稿簿は、天聰二年九月より同き五年十二月までの事實を載せ

たる記録なるか、中に金の國號を用ひたるもの甚多し、その朝鮮に與へたる十數通の書には、皆

金國汗致書朝鮮王。

といふ語を用ひ、皮島の毛文龍以下の諸將に與へたる書にも

金國汗致書毛大將軍。

金國汗勅諭島官。

金國汗致書劉府列位。

といふか如き語を用ひたり、而して更にその天聰五年閏十一月の書に

勅諭金漢蒙古官員知悉云々。

とあるをみれば、太宗か滿洲國皇帝と稱せずして、金國汗と稱したる事實を知るべきのみならず、金漢の語は、後世の滿漢の語と同様に使用せられたることを證す可し。

(附證) 天聰二年三月十八日來到の朝鮮國書に、正月十一日、曉有騎白馬。不辨金漢。

二十餘人云々とあれば、當時朝鮮にても、金漢の語を用ひたるなり。

殊に遼陽の南門外に於て發見せられたる喇嘛法師寶塔の碑文は、益此の事實を證するに足るべきものなり、此の碑は幅三尺高五尺に滿たさる程のものなるか、右方は漢文より成り、左方は滿文より成れり、碑額には勅建の二字あり、碑の漢文の初めに大金喇嘛

法師寶塔碑とありて、末に大金天聰四年。歲次庚午。孟夏吉旦とあり、滿文の方はその大金の文字にあたるへき處に、彷彿として「アイシン、グルン」の語を認むへし、「アイシン」は即ち金にして「グルン」は即ち國の意味なりといふ、是れ單に清朝か、初めに金國と稱したる事實を證するに足るへきのみならず、愛親といふ語か、啻に族稱たりしに止まらずして、國號として用ひられたることを知るへきなり、要するに女眞語にては、愛親と稱し、漢語にては金と稱したるものなるへし、而して是れ等の稱號は、宋代の金國と同族なりといふ考より起りしものなること疑を容れず、然るにその後に至りて、國號を改めて清と稱したるは、如何なる意味をこり、如何なる事情に基きたるものなるやを、更に講究せざる可からず。

## 第二章 清の國號の來歴

金の國號か、太祖の時代に出來たることは、前に述べたるか如く、神宗實錄、皇明從信錄、皇明實記、三朝遼事實錄等にて證すべく、又その太宗の天聰年間まで、引き續きて用ひられ來りしことは、各項稿簿、喇嘛法師寶塔碑、朝鮮來書、燃藜室記述等にて證するを得可し、然るに太宗の崇德元年（即天聰十年）に至り、突然大清と改稱したり、

太宗實錄卷二十九に據れば

崇德元年四月。以上稱尊號建國改元事。宣示于衆曰。我皇上應天時。順人情。聿修厥德。收服朝鮮。統一蒙古。更得玉璽。鴻名偉業。丕揚天下。是以內外諸貝勒大臣同心推戴。敬上尊號。曰寬溫仁聖皇帝。建國號曰大清。改元爲崇德元年云々。

ごあり、是れ其事實を證するに足る可し、而して崇德元年までの朝鮮の來書には、猶金國汗の語を用ひ來りしか、同じ二年の正月初三日に及び初めて

朝鮮國王謹上書于大清國寬溫仁聖皇帝。

ごいふ語を用ひたるをみれば、國號の改正か、國際の文書の上にて實現せられたるをみる可し、さて何の爲めに突然その國號を改むるに至りたるか、按するに朝鮮の征定、蒙古の歸服殊に察哈爾より伝國璽を得たることは、固よりその機會を與へたるに相違なかる可し、然れごも何の爲めに、金の國號を諱みて、清ご改めたるや、猶疑問に屬す、顧ふに彼れ等は已に漢人を任用し、漸く漢族の文化に浸染し、各種の智識の進歩するに従ひ、金若くは後金の國號は、前代の稱號を重襲せるものにして、不見識の嫌を免れず、又汗の稱呼は、戎狄の酋長の用ひ來りしものなれば、頗不適當の感を生し、遂に改めて大清ご號し、皇帝ご稱したるにあらざるか、清朝の勅撰にかゝる實錄等の書に據るに、從來金國又は金國汗ご稱したる文書の語を、悉く改めて滿洲國又は滿洲國皇帝ごなした

り、蓋その金國又は金國汗と稱したる事實を諱みて、隱蔽せむとしたり也、されは國號を大清と改稱するに至りたる動機は、少なくとも金若くは後金の國號の不都合を感じしたること、與りて力ありと言はざる可からず、然れども何か故に清の字を擇ひたるか、これにつきては、當時公衆に宣示せられたる上諭に、蒙古が大元と稱せる時の如く、國號の意味につきての説明を與へられず、又清人の著書の中には、未だ其意味につきて説明したるものを見出さず、唯邦人の中に一二の説をたてたるものあり、故に先づ是れ等の説を紹介して、然る後に自己の考案を述へむとす。

(第一) 清和源氏より出てたりといふ説 伴信友の中外經緯傳卷二に據れば、伊勢貞丈の隨筆によりて

或説に清國の帝の姓を清といふ、源義經の裔なり、清和の清字を取りて、國號とせる由、圖書集成の康熙帝の自序に見えたりといへり、これ大偽なり、予因ありてかの序の寫を見たるに、其事曾て記せる事なしと見えたり、しかればその自序になきこと知られたり。

といへるにかゝはらず、彼は猶清朝の祖先は、源義經より出てたるならむとの説をたて

て  
義經蝦夷より金國に渡りて、其王に屬して功をたて身を起し、奴兒干の酋長の家を嗣

て門地を興隆したりつるか、その子孫孟特穆に及びて、建州の都督になりたるを、殊に擧げて清王か、肇祖といへるにもやあらむ、さて又義經は、文治五年閏四月二十九日歳三十一にて、衣川の館を焼て自死せる由見えたるによりて、其年蝦夷に渡り云々して、六十歳までの齡を歴たりとする時は、もろこしにて宋の孝宗の淳熙十六年より寧宗の嘉定十一年に及ぶ可し、そのかみいはゆる金國の王か、殊に勢ひつよく、もろこしにも度々討入なごして在りしところに當れり、其世のありさま、金史又そのほごの事記せる漢籍をみて、おもひ合すへし、さてかくおし定め考ふるに、かの孟特穆か諡を原皇帝と稱へるも、義經の姓の源字をはやくより重き稱ごころえをり原字に通はして用ひたりけにきこえ、また其後孫奴爾哈齊か世に及びて、さらに國號を建てと清と稱へるもかこかれご、源氏の御祖の清和と申御諡號につけて、その清字を源字にもまさりて、重き尊き稱なる由に、おろく聞傳へて用ひたりしにやあらむ

ごいへり、是れ清と稱する國號は、清和源氏の清に出てたりとするもの也、その清朝の祖先か源義經の子孫なりといふこと、既に荒誕不經の妄想に過ぎす、從ひて國號か清和源氏に出てたりといふ説も、何等の據り所なし、故に固より批評するまでの價値なしと雖も、往時かくの如き想像か、或る學者の間に存在したることを知らしめむか爲めに、茲に第一説ごして引用したる也。



(第二) 清の文義を取りたりといふ説、安東不二雄氏の支那帝國誌に

國號を清と稱す蓋天下を一掃して清淨なる新天地を建立せりとの意なり。

ごあり、その何に基きたるや詳ならず、清人の著述の中に、未だ此の如き解釋を與へたるものを見すと雖も、その讀書人に向ひて清と稱せる所以を問はく、大抵廓清又は掃清の意味ならむといふもの多し、故に安東氏の説は、恐らくは清人の想像説に基きたるものならむか。

按するに支那にては、古來國號を建つるに、文義に據れるもの少なく、多くは地名を用ひ來れり、然るに蒙古に至り初めて易の大哉乾元の義に取りて、國號を元と定めたり、その事實は當時の詔書に明なり、二十二史劄記卷二十九に

三代以下建國號者。多以國邑舊名。王莽建國曰新。亦以初封新都侯故也。公孫述號成家。亦以據成都起事也。賓人李雄建號大成。蓋亦襲述舊稱也。金太祖始取義於金之堅固。遂不以國邑而以金爲號。然猶未用文義也。金末宣撫蒲鮮萬奴據遼東。僭稱天王。國號大眞。始有文義爲號者。元太祖本無國號。但號蒙古。如遼之稱契丹也。世祖至元八年。因劉秉忠奏。始建國號曰大元。取大哉乾元之義。國號取文義自此始(中略)命世之君。創制顯庸必有以新一代之耳目。而不肯因襲前代。此其一端也。然如唐之爲蕩。虞之爲樂。則五帝以來原以文義建號。其說見尙書傳注及史記正義

ごあり、唐虞の如きは、已に文義を取りたりとの説あれご、やはり地名ごするを可ごす可し、故に文義を以て、統一の國號ごなしたるは、元に創まれる也。明の初め吳ご稱したるは、地名に基きたるものなれご、その明ご稱せるは、文義を取りたるものならむ、故に清の國號も亦文義を取りたりごいふは、必しも不當の推測にあらず、然れごも余はその單に文義を取りしのみにあらずご信す、故に更に第三説ごして、余の卑見を附加すへし。

(第三) 金清の字音相近に基ごいふ説、按するに、金ご清ごの北京音は、稍相近く、金は Chin の上平にして、清は Ching の去聲なり、北京人は、此の區別を明に發音し得れごも、外國人に於ては、頗混同し易し、故に女眞の種族か、當時漢字の發音を、正確に區別し得たりご信する能はされは、金の國號を改めて、清ごなすにつきては、音聲の近似をとりたるものなるへし、要するに金の國號を改めし所以は、金の字形にありて、その字音にあらず、即清の字を以て、金の字に代ふるは、字形の變更に止まりて、舊來の呼聲を全然改めたるものにあらざると、猶我か邦にて人名の四郎を改めて紫朗ごし、五郎を改めて梧樓ごなすの類に過ぎざる可し、是れ字形を改めて猶字音を存するものにて、極めて便利なることなり、故に余は金の國號を改めて、清ごなせるも、字音の相近似せる好字を擇ひて、代用せるものならむご推測す、然れごも、この推測を確めむには、

清初に於て、金と清との字音が、果して今日の如く、相近似せるものなりしや否やを、明にせざる可からず、或は當時金の字音は *Hiu* にして、清の字音と相近似せすといふものあらむと雖も、余はその反證を擧げて、金清の字音の相近似せることを究めむとす、按ずるに、蒙古滿洲にて、王族の妻を稱して、福晋といふ、福晋はもと漢語の夫人より出てたるものならむと思はるゝか、晋は *Chin* の去聲なり、然るに清初に於て、此の福晋にあつるに、福金の文字を以てしたる實例少なからず、即ち太祖實錄に據るに

顯祖大福金喜塔喇氏

繼娶福金納喇氏。

こあるか如き、皆福晋に代用せられたるものなり、是れ等の例は甚多くして、一々擧ぐるに堪へず、若し太祖實錄編輯の時代、即ち清初に於て、金の字音が猶 *Hiu* と響きたらむには、晋の字音と相通する能はざる可し、故に余は金の字音は、已に清初に於て *Chin* と發音したりと思ふ、果して然らば、清の字音と相通すること、猶晋の字音に通するか如くならざる可からず。是れ余が清の文義をとりたる外に、猶金の字音に相近きものを選択したるならむと信する所以也。

(附證) 朝鮮の通慶寺舍利袈裟事蹟略錄に據れば、至金之崇德七年壬午九月。前判大華嚴宗寺兼奉先寺住浩然沙門退隱敬一重書開刊の語あり、本書何人の作なるや未だ詳

ならされど、明末清初に開板せるものと如し、然るに金之崇徳七年の語あり、金は已にその元年に、大清と改號し、朝鮮の國書にも大清の文字を用ひたるに、その七年に猶金の國號を稱せるは怪むへし、或は國號を改めたる事實を知らざりしか、或は金清の字音相近きより、猶金の字を用ひたるか、必其一に居る可し、若後説の如くなれば、余が第三説の旁證となし得られざる限にあらず。

### 第三章 滿洲の稱號の來歴

清朝か金と稱し、又清と稱せる所以は、已に述へたる通りなるか、何か故に金と稱したることを諱みて、滿洲と稱したるか、その滿洲の稱號は、何時より起り、又如何なる意味を有せるかを、更に進みて論述す可し。

(第一) 滿洲の稱號は、何時より起りたるか、乾隆四十二年八月十九日の上諭に據れば

我朝肇興時。舊稱滿珠。所屬曰珠申。後改稱滿珠。而漢字相沿爲滿洲。

ごあり、又太祖實錄によれば

布庫里雍順居長白山東俄漢惠之野俄朶里城。國號曰滿洲。是爲滿洲開基之始也。

ごあり、開國方略また同じ、即ち清朝の開基の時より、已に滿洲の稱號ありしに似たり、また太祖聖訓には、天命十一年七月の上諭をあげて

滿漢各官。嘗有誓言。

ごあり、又太宗聖訓卷三には、天聰八年四月の上諭をあげて

當易以滿語。毋得仍襲漢語舊名。

ごあるをみれば、太祖太宗の時代已に明に滿漢の稱呼が存在せるか如し、然れごも是れ等の書は、康熙時代の纂修に成りて、後世の追改少なからざるか故に、當時の憑據ごしては、頗薄弱なるを免れず、余は反て他の方面より清の開基の時には、滿洲の稱號なかりしごを證せむごす。

甲 本證 清初の根本史料たる各項稿簿、及ひ明治三十八年七月に、奉天の崇謨閣にて得たる、清初の群臣の奏疏には絶えて滿洲若くは滿漢等の語を見出す能はざるのみならず、反て各項稿簿の天聰五年七月及ひ同じき閏十一月の上諭には、皆金漢の語を用ひたるをみるへし、即ち當時滿漢の語なきご明なれば、從ひて開基の際に滿洲の稱號の存在したりごいふごは頗疑はしき説也。

乙 旁證 明及ひ朝鮮の方面にて記したる側面の史料、即ち神宗實錄、皇明從信錄、兩朝從信錄、三朝遼事實錄、籌遼碩畫等の書、及ひ朝鮮來書、燃藜室記述、朝野輯要等

の書に據れば、清朝の祖先に對しては、女眞、韃靼、建州、東建、建部、東夷、建夷、奴酋、金汗、金國汗等の語を用ひたるを知り得可し。雖も、絶てて滿洲と稱したること  
を認むる能はず、反て朝鮮の來書には、後の滿漢の語に當るへき處に、金漢の語を用ひ  
たるをみる也、若し清と稱したる以前に、果して國號を滿洲と稱したらむには、是れ等  
の書中に少なくとも、その語の散見せざる理由なし、然るに今その語なきをみれば、清  
朝開基の時代に於ける滿洲の稱號の存在は益疑はしくなる也。

以上の憑據によりて、余は清朝開基の時に滿洲と稱したりといふ實錄、其他の記錄に  
あけたる事實を否定す可し、然らば滿洲といふ語は、何時より現はれたるか、更に一考  
を要す、余は太宗の崇德元年國號を清と改めたる後に於て、その語の初めて現はれたる  
ものなるを信す、但各項稿簿及び群臣の奏疏は、皆天聰年間の事實に止まれるか故に、  
崇德年間の事實を證するに由なし、然れども朝鮮來書の崇德四年八月十四日申景禎等賀  
到來謝封世子恩謝表の下の割註に

此原表於崇德四年十二月二十九日大學士剛借用寫。五年正旦。滿洲字表用記。

とあるをみれば、已に崇德の時代に滿洲といふ語は存在したるに似たり、而して順治以  
後に至りては、滿洲といふ語を盛に用ひたるのみならず、滿漢と並ひ稱したる例頗多  
し、世祖聖訓卷六に順治十一年正月の上諭をあげて

朕之眷顧漢官。視滿官有加。

ごいひ、又同じき十五年五月の上諭に

念滿漢人民。皆朕赤子。

ごいへり、世祖聖訓は康熙二十六年の編修なれど、その上諭の語を改めたるものと認むる能はず、按するに太宗以前は、金若くは金漢の語あるか故に、滿洲若くは滿漢と改むることを得へしと雖も、世祖の時は、已に清と改め稱せる後なれば、斷して金若くは金漢と稱せるか如きことある可からず、從ひて滿洲若くは滿漢と改むるに由なきなり、且清の國號は、已に滿漢を統一したる總稱となりたるか故に、清の領域なる女眞の種族と、漢人の種族とを並ひ稱せむには、固より清漢の語を用ふ可からず、又金漢の語を用ふる能はずとせば、滿漢の語を用ひたるや明なり、故に世祖聖訓の上諭に滿漢の語あるは、後世の追改にあらざるを信す、要するに滿洲の語は、已に崇徳の年間に作られ、順治以後に盛に用ひられたるものなるへし。

(第二) 滿洲とは如何なる意義を有するや、これにつきては古來數種の説ありて決定せる所なし、余の意見も亦未だ確然動す可からざるものとは信する能はず、故にその數種の説を列擧して批評を試み、併せて卑見を陳述して、取捨を大方に任せむとす。

甲 言語の意味を取りたりごいふ説、これには兩説あり、その一は梵語より出てたり

とし、その二は蒙古語又は女眞語より出てたりとす。

その一 梵語より出たりといふ説、滿洲源流考卷一に

以國書考之。滿洲本作滿珠。二字皆平讀。我朝光啓東土。每歲西藏獻丹書。皆稱曰曼珠師利大皇帝。翻譯名義集曰。曼珠華言妙吉祥也。又作曼殊室利。大教王經云。釋迦牟尼毘盧遮那如來。而大聖曼殊室利。爲毘盧遮那本師。殊珠音同。室師一音也。當時鴻號肇稱。實本諸此。今漢字作滿洲。蓋因洲字義近地名。假借用之。遂相沿耳。實則部族而非地名。固章々可考也。

ごあり、又皇朝通志卷一に

滿洲係滿珠之轉音。亦稱曼珠。我朝龍興東土。每歲西藏獻丹書。稱曼珠師利大皇帝。曼珠華言妙吉祥也。當時滿珠之鴻號。萬里同符矣。

ごあり、是れ皆滿洲の稱號は梵語より出てたりとの説なり。

按するに、曼珠師利は即ち文殊菩薩なり、外藩が清朝の皇帝に對して此の稱號を用ひたるは、獨西藏に止まらず、廓爾喀即ち「ネパール」の如きも、亦然りし也、西藏奏疏に據るに、道光二十三年正月十七日の廓爾喀王額爾德尼の上奏文の翻譯に

奏如天覆育、如日月照監、撫育萬國、壽如須彌山、堅固至大至尊文殊菩薩大皇帝寶座前  
恭請聖安。



ごあり、故に西藏の國書に、曼珠師利皇帝の語ありしといふことは別に疑ふを要せず、然れど滿洲の國號か、果して曼珠師利の語に基きたるや否やは、頗疑問なりとす。

清朝開國の初め、已に滿洲の國號ありて、曼珠師利の語に基きたりといふは、當時その語か、その他に行はれたる事實なかる可からず、大凡國號をあらはすには、自國の言語を用ふるを常とすれど、若し他國の言語を用ふるごありごせは、その言語か頗行はれたる時代ならざる可からず、按するに明の永樂宣徳の時代に、奴兒干都司に永寧寺を建て、正統年間に建州衛に僧綱司を置きたることあれば、その地方に佛教若くは喇嘛教の流布せる形迹を認め得ざるにあらず、然れども當時梵語か女真種族の間に行はれたるごは證する能はざる也、且建州衛の酋長に對して、西藏より曼珠師利皇帝といふか如き國書を贈るへき筈なれば、その開國の初めに、西藏の國書に基きて、國號を定めたりといふは、固より信を多くに足らず。

然れども若し余の斷定の如く、滿洲の國號は、太宗の崇徳以後に出來たるものごすれば、此の説は猶一考の餘地を有すへし、何ごなれば當時喇嘛教は、頗流行して、蒙古の地方には、已に梵語を以て部落の名若くは箇人の名ごしたらむご思はるごものなきにあらず、即ち太宗實錄に見えたる、巴林の部落滿朱習禮、科爾沁國の滿朱習禮臺吉の如きものあれば也、故に崇徳以後に、清以前の國號を、滿珠若くは滿洲ご追稱したるものご

すれば、曼珠師利の梵語に關係なしとは斷言す可からず、但西藏の國書に基きて、滿珠若くは滿洲と稱したりとの説は、疑はし、西藏の清朝に國書を贈りしは、崇徳の七年十月に伊喇固克散胡圖克圖等か、達賴喇嘛の書を齎して、奉天に來りしを初めとすへし、然るに朝鮮來書簿に據れば、崇徳の五年己に滿洲の稱號ありしに似たり、且西藏の支那に通せること、己に久し、殊に明の時代には、屢國書を明廷に贈れり、若し曼珠師利の語か、單に皇帝に對する敬稱として、用ひられたるものこそは、無論明廷に對しても、同しかるへき筈なり、然るに清朝か、漫然その國書の敬稱をとりて、國號となしたりとは事情頗疑はざるを得ず、故に設令滿洲の國號か崇徳以後に出來たるものとするも、西藏の國書に基きたりとは信する能はざる也。

その二 蒙古語又は女眞語に基きたりといふ説、蒙古語に勇猛のことを Mang と稱す、女眞語また同じ、故に蒙古及び女眞にはその語をとりて、名稱となしたるもの少なからず、蒙哥といひ、蒙哥帖木兒といひ、孟特穆といひ、萬汗といふか如き皆然らざるはなし、故に滿洲は Mang にして 勇猛の義即ち蒙古語又は女眞語の意義をとりて、國號となしたるならむといふ説なきにあらず、成程新に國號を稱する時に、言文の意義をとりたる元や明の如き實例あるか故に、この説も一應きこえざるにあらず、然れども滿洲の國號は新に定めたるにかくはらず、猶清朝の開基の時より、存在せるか如くなさむと

したるものなり、かゝる場合に縁もゆかりもなき語をこりて、國號をなすか如きは、甚事情に遠かれり、且滿を以て Mang にあつるは可なれども滿珠若くは滿洲を均く Mang にあつるは頗疑なきを得ず、何となれば現に勇猛の義を Mang と稱し居る時に、國號に限りて Man-chu 若くは Man-chou に轉訛すへしと思はれされは也、故に余は未だ此の說を賛成する勇氣なし。

乙 古代の人名より出たりといふ說 件信友の中外經緯傳に、清朝の祖先を以て、源義經より出たりたりとの說あることは、已に述べたる所なるか、彼は更に滿洲の國號に就きて說をなして

また滿洲と稱へるも若くは義經主の曩祖滿仲朝臣の名字を重する傳のありしによれるにもやあらむ

とあり、此の說は信友自らも、こは殊にあまりなるしひ說なるへくやといへるか如く、固より架空の臆說なれば、批評をなすへき限にあらず。

丙 舊來の國號の轉訛といふ說 この說には三種あり、その一は肅慎の轉音說、その二は勿吉靺鞨の轉音說、その三は滿節の轉訛說なり。

その一 肅慎の轉音といふ說 乾隆四十二年八月十九日の上諭に

我朝肇興時。舊稱滿珠。所屬曰珠申。後改稱滿珠。而漢字相沿爲滿洲。其實即古肅

## 慎。爲珠申之轉音。

ごあり、是れ滿洲若くは滿珠は、即ち古の肅慎にして、珠申の轉音なりご認めたる也。滿珠ご滿洲ごは固より相通すへく、珠申ご肅慎ごも亦相通するを疑はず、然れごも珠申ご滿珠ごは、その發音全然相異なるか故に、固より相通すへき理由なし、されは滿洲を以て肅慎の轉音ごいふ説は、採ること能はず。

その二、勿吉若くは靺鞨の轉音ごいふ説、勿吉は古音 *Mo-Kit* ご響ごしものならむか、今の北京音にては、*Wu-ohi* にじて、滿洲の字音ご相通すへからず、靺鞨は古音 *Mat-kat* にじて、勿吉ご相通したるものならむか、今の北京音は *Mo-Ho* なるか故に、これまた滿洲の字音ご相通するに由なし、然れごも同く曷に従ふ文字にして、今日或は *Ho* ご發音し、或は *Hsieh* ご發音するものなり、喝謁謁靺鞨は前者に屬し、羯謁謁謁靺鞨は、後者に屬す、是れ等の文字は、一寸區別し易からざるか故に、女真種族か漢字を發音するにあたりて、その混同は免れざる所也、故に或は靺鞨を誤りて *Mo-hsieh* ご發音せずごいふ可からず、若し果してかく發音したらむには、その轉して滿珠ごなり、滿洲ごなるは、敢て怪むに足らすごいふものあり、按するに滿洲の國號か、女真種族の未だ深く支那の文化に浸染せざる時代に出來たるものごせは、靺鞨を誤讀して、轉訛したるならむごの想像も起り得ざるにあらず、然れごも、滿洲の國號か、太宗の崇德以後に出來たる

ものごすれは、當時已に漢人も任用し、支那文字も流行し居れるか故に、鞅鞅の發音を誤りて、滿洲に轉訛せりごは信すへからず、從ひてこの説の根據は、極めて薄弱ごなるなり。

その三 滿節より出てたりごいふ説 按するに宋の邢昺の論語の註疏に、九夷の一説ごして、左の名を列舉したり

一曰玄菟 二曰樂浪 三曰高僊 四曰滿節 五曰鳧夷 六曰索家

七曰東屠 八曰倭人 九曰天鄙

また同く邢昺の爾雅の註疏にも、九夷の一説ごして、以上の名を列舉したりご雖も、唯滿節を滿節に作り、鳧夷を鳧夷に作れり、この邢昺の説は、梁の皇侃の論語の義疏に基きたるものにて、同書にも、亦滿節ご鳧夷ごに作れり、その孰れか正きや頗る惑ふ所なれご、余は寧ろ滿節ご鳧夷ごを取らむごす、蓋鳧夷は、扶餘にして、滿節の節ご、滿節の節ごは、字體相似たるを以て、誤りしものなるへし、而してこの滿節か、高麗ご鳧夷ごの間に置かれたるより考ふれば、今の滿洲地方の種族を指したるものならむご信す、從來滿節の名、史上に現はれずご雖も、九夷の名稱に玄菟、樂浪及び高僊を舉げて百濟新羅に及はざるをみれば玄菟樂浪の二郡猶存し百濟新羅の二國未だ勢力を得ざる時代即ち西晋以前の區別に基きしものに似たり鄭樵の爾雅の註には風俗通を引きて此の九夷

の名を列擧したれば、或は漢末の區別なるやも知る可からず（但現行本の風俗通には見えず）然れども余の見たる所にては論語の義疏に現はれたるを最古とす、故に此の滿節は即ち彼の勿吉なるやを疑ふ。南北分立の時代、北朝の史上に蠕蠕として現はれしものか、南朝の史上には、柔然若くは芮芮として現はれたるか如く、南朝にて滿節として現はれたるものか、北朝にて勿吉として現はるか如きは固より怪むに足らず、蓋南北の字音は相違を免れざるか上に、漢字を以て外國種族の名稱を寫すものなれば、其異同あるは必然の數なり、殊に「ケツ」「キツ」「セツ」の字音は古來相通したりしか如し、即ち契の一字に就きても、或は契濶の契となり、或は契丹の契となり、或は稷契の契となりしか如きをみて知るべき也、又勿吉の勿か、後に靺鞨の靺となるをみれば、滿節の滿と通するか如きは、當にあり得べきに屬す、されは滿節は即ち勿吉にして、靺鞨と同一なりといふを得可し、而して余は更に滿洲か、此の滿節の轉訛なるべきことを言はむと欲す。

滿節の北京音は Man-chieh なれば、その更に轉じて、滿珠 Man-chu となり、若くは滿洲 Man-chou となり得べきことは、甚明なり、故に滿洲の國號は、論語の註疏の滿節に基きたるものなるやも知る可からず、而して滿節か、果して靺鞨と同一のものごなれば、滿洲の稱號は、頗來歴あることとなり、設令大清と稱する以前には、金若くは後金と稱して、滿洲と稱せざりきと雖も、猶舊來の稱號として、開國の時代より、存在せ

るか如く見做すを得べきなり、然らざれば、崇徳時代に、滿洲の稱號を設けて、その以前の國號なりと強いむとするは、殆無意味の行爲に近しといはざる可からず。

但此の説を確めむには、何か故に、金の國號を諱みしにかゝはらず、舊來存在したる滿節よりごりたるか、又果して當時滿節の語の知られし程、論語の注疏は行はれたるかを決せざる可からず、按するに舊來金の國號は、餘り普通に知られ居りしを以て、反てこれを諱みて、未だ一般に知られ居らざる、滿節によりて更に別の文字を用ひたるは、猶金に代ふるに近似の發音なる清の字を以てしたるか如くなるべきか、論語の註疏の果して行はれ居りし事實は、證明する能はずと雖も、已に十三經註疏は、嘉靖の板本及び萬歴の板本あれば、設令未だ汲古閣の板本をみる能はずと雖も、これ等の書の遼東地方に傳はざる理由なし、各項稿簿に據れば、天聰二年十一月に、太宗は書を朝鮮に贈りて、聞貴國有金元所譯書詩及四書敬求一覽。

ごあり、朝鮮來書によればこれに對へて

第金元所譯。則曾未得見。國中所有。只是天下通行印本。雖非來書所求。而不欲虛厚望。聊將各件。通共三十六冊呈似。只領情也。

ごあり、この朝鮮よりして贈りたるものは、冊數より考ふるに、正文のみの書にあらずして、註解のある書なることは、推測するを得可し、但果してその註疏なりしや否やは

明ならずと雖も、清初の朝廷に、支那の經典の備付けられたるは明なり、殊に范文程の如き佐命の元勳にして、支那の學問にも通したるものなきにあらざれば、論語の註疏なご窺ひ得たるものあらむごの推測は、決して無稽のここにあらざる可し、故に余は暫く滿洲は滿節の語に基きたるならむごの説を提出して、大方の教を俟たむごす。